◎新潟県告示第155号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成28年2月5日

新潟県上越地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類
 - 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日
 - 平成28年1月25日
- 3 変更した指定道路の位置等

交叉 ひた指定追加や広直寺		77 F ()
位置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○変更前(平成16年11月11日指定)		
新井市大字柳井田字南浦1381番1	4. 50	29. 48
の内、1386番の内		
1381番5、1386番の内	4. 50	7. 56
1381番5、1386番の内	4. 50	16. 74
1386番の内、1388番2、1390番2	4.00	36. 02
1386番の内	転回広場	30.02平方メートル
1365番 2	転回広場	30.43平方メートル
1362番の内	転回広場	29.00平方メートル
○変更後		
妙高市柳井田町1丁目1381番1の	4. 50	29. 48
内、1386番の内、1386番先道路の		
内		
1381番1の内、1386番の内、1386	4. 50	7. 56
番先道路の内		
1381番5の内、1386番の内、1386	4. 50	16. 74
番先道路の内		
1386番の内、1388番2、1386番先	4.00	24. 60
道路の内		
1388番2、1390番2、1386番先道	5. 70	11. 42
路及び水路の内		
1386番の内	転回広場	30.02平方メートル
妙高市大字柳井田字南浦1361番	転回広場	30.43平方メートル
2、1361番2先水路の内		
妙高市柳井田町1390番1の内	転回広場	36.36平方メートル